

教員各位

愛媛大学長 仁科 弘重

令和5年度前学期の授業の実施について

令和5年度前学期の授業については、引き続き感染防御対策を行い、原則、対面授業を実施することを基本方針とします。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症へ移行されますが、新たな生活行動の変化にも安心して対応できるよう、前学期中は同一の対応とします。

なお、共通教育科目については別途下記方針により、実施します。

- ・「令和5年度前学期（第1及び第2クォーター期間）における共通教育科目の開講方針について」

<http://web.iec.ehime-u.ac.jp/img/staff/zyugyoutantou/R5-1Q2Qhousinn.pdf>

ただし、上記方針は、感染状況や政府・自治体からの要請等により、変更する場合があります。

1. 対面授業について

- 1) 対面授業における感染防御対策は下記「2. 感染防御対策について」を参照すること。
- 2) 不測の事態に備え、遠隔授業の準備をしておくこと。
- 3) 種々の理由により対面授業を受講できない学生に対しては、「教育的配慮」を行うこと。

2. 感染防御対策について

- 1) 教室等におけるソーシャルディスタンスを可能な限り確保する。
- 2) 窓やドアの開放など、**常時適宜**換気を行う。
CO2 モニターにより二酸化炭素濃度を計測しながらの換気を推奨する（1500ppm 以下を基準）。
- 3) マスクの着用については、**「教育活動に係るマスク着用に関する基本方針」（令和5年3月14日付通知）「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に伴う大学の対応について」（令和5年5月10日付通知）**のとおりとする。
- 4) 対面で発話・発声を伴う場合は、1m以上離れ小声で行う。
- 5) 教員、学生ともに、授業前後の手指衛生（手洗い・手指消毒）**及び使用した箇所の消毒**を励行する。
- 6) 学生に毎朝の**体温測定**と健康チェックを指導し、咳、発熱等、少しでも体調のすぐれない場合には登学しないよう周知する。
なお、上記理由による欠席は、「正当な理由による授業欠席」として扱う。
- 7) 教員も、自身の体調不良を感じた場合には、対面授業を実施しない。
- 8) その他、部局長や授業担当教員等の判断で必要な対策を講じることができる。

3. 遠隔授業について

遠隔授業を実施する場合は、部局長（学部長、研究科長（学環長））の承認を受けた上で、教育担当理事に報告を行うこと。なお、申請の際は対面授業を行わない理由を具体的に明記すること。

※遠隔授業はコロナ禍ではない平素の状況では、卒業要件として60単位までしか認定できない制限のある授業である点にご留意の上、学生のキャンパス内における学習機会の確保を念頭とした授業実施へのご協力をお願いします。

※「遠隔授業」とは全開講回数半数を超える授業とします。